株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社しんようフォレストホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十三年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年七月二十九日

長崎県諫早市東小路町二番二八号

株式会社宮崎温仙堂商店

代表取締役　宮崎　到

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である末益理成が退任することに対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月二十九日

神奈川県横浜市中区相生町六丁目一〇四番二号

メタルダイン・パワートレイン・コンポーネンツ・インク

日本における代表者　末益　理成

限定承認公告

本籍北海道帯広市西二条九丁目一七番地、最後の住所東京都調布市布田五丁目二四番地四

被相続人　亡　福田　浩

右被相続人は平成二十三年四月六日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

東京都調布市布田五丁目二四番地四

相続財産管理人　福田　次子

限定承認公告

本籍東京都世田谷区松原五丁目四一番、最後の住所東京都世田谷区玉川二丁目一九番三―四〇四号

被相続人　亡　大内　昌弘

右被相続人は平成二十一年九月八日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

東京都世田谷区玉川四丁目四番九―一〇三号

相続財産管理人　大内とみ子

限定承認公告

本籍横浜市中区若葉町二丁目三一番地、最後の住所横浜市南区堀ノ内町二丁目二二二番地一五

被相続人　亡　熊谷　孝雄

右被相続人は平成十八年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

横浜市中区太田町一丁目四番地二関内川島ビル九〇二号

相続財産管理人熊谷利英子

代理人弁護士　髙橋健一郎

限定承認公告

本籍大阪府豊中市石橋麻田町一番、最後の住所大阪府豊中市上野東一丁目四番一七号

被相続人　亡　石田　真樹

右被相続人は平成二十三年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

大阪府岸和田市別所町一丁目二〇番三四号

限定承認者　緒方翔太郎

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社中埜酢店（乙、愛知県半田市中村町二丁目六番地）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年八月三十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年八月二十六日に予定しております。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十一頁（号外第一二一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十五頁（号外第一二一号）

愛知県半田市中村町二丁目六番地

株式会社ミツカンアセット

代表取締役　中埜又左エ門和英

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年七月二十九日

東京都港区芝二丁目二八番八号

エヌエスリース株式会社

取締役社長　岡添　裕

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十三年七月二十九日

大阪府吹田市広芝町一八番三四号

株式会社ワールド・アミー

代表取締役　細川　寛子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少し二十億円とし、発行済優先出資総口数二十五億口のうち五億口（但し、一号優先出資について五億口、二号優先出資について〇口）を一口に対して一円をもって有償消却することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年八月三十一日であり、社員総会の決議は平成二十三年七月二十一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月二十日

掲載頁　一二三頁（号外第二六九号）

平成二十三年七月二十九日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号

特定目的会社ジェイ・ティー・ビー

取締役　神永　信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千七百八十三万八千七十五円減少し十八億九千二百八十一万六千八百七十二円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年八月三十一日であり、社員総会の決議は平成二十三年七月十四日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月十三日

掲載頁　九十頁（号外第七十八号）

平成二十三年七月二十九日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

タイト・バインディング特定目的会社

取締役　山本　祐紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月二十五日付官報の号外第六十号八十八頁に掲載されています。

平成二十三年七月二十九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

乃木坂ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十三年七月十一日（号外第一五二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、③登録番号に「東京都知事登録旅行業第2―5275号」とあるは「東京都知事登録旅行業第3―5275号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月二十九日

東京都港区芝一丁目五番九号

ポケットカード株式会社

代表取締役　渡辺　恵一

取消公告

平成二十三年六月二十三日（号外第一三三号）掲載の株式会社宝幸に係る第七十六期決算公告（枠組）は取り消します。

平成二十三年七月二十九日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十九日付第一六五号　付政府調達第一四一号三二ページ●同（その二）九六ページ

一〇〇ページ●同日付第一六六号一九二ページ●同日ページ●六月十三日付参会第二一号（その一）四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）